

指定通所リハビリテーション事業所まんでん 重要事項説明書
(平成21年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 医療法人社団みゆき会
指定通所リハビリテーション事業所まんでん
- ・開設年月日 : 平成19年10月 1日
- ・所在地 : 山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸8-1
- ・電話番号 : 0237-73-5850
- ・ファックス番号 : 0237-73-5860
- ・管理者名 : 渡邊 智子
- ・介護保険指定番号 : 0672300522

(2) 通所リハビリテーション事業所の目的と運営方針

通所リハビリテーション事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、在宅ケアを支援することを目的とします。

この目的に沿って当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[指定通所リハビリテーションまんでん 運営方針]

- 地域の保健・医療・福祉等の連携を図り、高齢社会に即したサービスを提供するために
- 一、明るく家庭的な事業所づくりを目指し、病弱老人や認知症老人等にも対応した、利用者本位の高齢者介護サービスに取り組みます。
 - 二、看護・介護その他の職種間のチームワークを重視し、働きやすい職場づくりを目指します。
 - 三、地域のボランティア活動等との連携を大切にし、地域の福祉環境のボトムアップを支援します。

(3) 事業所の職員体制（老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションとの兼務を含む。）

	常勤（うち兼務）	非常勤	業務内容
管理者	1（1）		従業者の管理、指導
医師	1（1）		利用者の医学的対応等
看護職員	1（1）		看護及び医師の指示による医療行為等

介護職員	8 (8)		介護等
理学療法士	2 (2)		機能訓練の実施及び介護職員への指導等
作業療法士	0 (0)		
言語聴覚士		1 (1)	
管理栄養士	1 (1)		食事管理、栄養指導等
事務職員	2 (2)		利用料の請求等

(4) 営業日及び営業時間

【営業日】 月曜日から金曜日

【休業日】 土曜・日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日

【営業時間】 (通常) 午前9時から午後5時まで

(5) 定員

・40人(2単位)

2. ご利用にあたって

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、事業所をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師および理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・代理人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービス内容

① 通所リハビリテーション計画の立案

② 食事

昼食 12時00分～13時00分

③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ リハビリテーション

⑦ 居宅および施設間の送迎

- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 特別な食事の提供（希望による）
- ⑩ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 身体の拘束等

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、利用者または代理人に対して身体拘束の必要性を説明し、文書により同意を得ることとします。

5. 感染症管理体制の実施

事業所では、感染症または食中毒が発生し、またはまん延を防止するため、必要な措置を講じます。

6. 褥創管理体制の実施

事業所では、褥創が発生しないよう適切な介護を提供するとともに、その発生を防止するための必要な措置を講じます。

7. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日または1回または1月あたりの金額です。）

項 目	金 額	利用者負担額
通所リハビリテーション費		
➤ 1時間以上2時間未満		
・ 要介護1	2,700円	270円
・ 要介護2	3,240円	300円
・ 要介護3	3,780円	330円
・ 要介護4	4,320円	360円
・ 要介護5	4,860円	390円
➤ 2時間以上3時間未満		
・ 要介護1	2,700円	270円
・ 要介護2	3,240円	324円
・ 要介護3	3,780円	378円

・要介護4	4,320円	432円
・要介護5	4,860円	486円
➤ 3時間以上4時間未満		
・要介護1	3,860円	386円
・要介護2	4,630円	463円
・要介護3	5,400円	540円
・要介護4	6,170円	617円
・要介護5	6,940円	694円
➤ 4時間以上6時間未満		
・要介護1	5,150円	515円
・要介護2	6,250円	625円
・要介護3	7,350円	735円
・要介護4	8,450円	845円
・要介護5	9,550円	955円
➤ 6時間以上8時間未満		
・要介護1	6,880円	688円
・要介護2	8,420円	842円
・要介護3	9,950円	995円
・要介護4	11,490円	1,149円
・要介護5	13,030円	1,303円
体制加算（「注」参照）		
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	120円	12円
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	60円	6円
加算（「注」参照）		
・入浴介助加算	500円	50円
・リハビリテーションマネジメント加算	2,300円	230円
・短期集中リハ実施加算	イ 2,800円	280円
	ロ 1,400円	140円
・個別リハ実施加算	800円	80円
・認知症短期集中リハ実施加算	2,400円	240円
・若年性認知症利用者受入加算	600円	60円
・栄養改善加算	1,500円	150円
・口腔機能向上加算	1,500円	150円
・通所リハ計画作成及び見直しのための居宅訪問による加算	5,500円	550円

(注)

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を100分の40以上配置した時、1回につき12円が加算されます。

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

指定通所リハビリテーションを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が3年以上の者の占める割合を100分の30以上配置した時、1回につき6円が加算されます。

・入浴介助加算

利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

・リハビリテーションマネジメント加算（1月につき）

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の施設職員が共同して個別リハビリテーション計画を立て、実施、評価、見直し、他職種に情報を伝達している場合、1月につき230円が加算されます。

・短期集中リハビリテーション実施加算

リハビリテーションマネジメント加算を算定していて、集中的にリハビリテーションを行った場合

イ. 病院若しくは診療所または介護老人保健施設から退院または退所した日、または初回認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合、1日につき280円が加算されます。

ロ. 退院または退所した日、または初回認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合、1日につき140円が加算されます。

・個別リハビリテーション実施加算

退院または退所した日、または初回認定日から起算して3月を超える期間に行われた場合、1月に13回を限度として1日につき80円が加算されます。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1週間に2回を限度）

リハビリテーションマネジメント加算を算定していて、認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断され、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所開始の日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、1日につき240円が加算されます。

・若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症入所者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合、1日につき60円が加算されます。

・栄養改善加算

管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態にあるまたはそのおそれのある利用者に対し、利用者ごとの栄養ケア計画を作成し、それに基づいてサービスを行い、記録、評価した場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき150円が加算されます。

・口腔機能向上加算

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、口腔機能が低下しているまたは

そのおそれのある利用者に対し、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに基づいてサービスを行い、記録、評価した場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき150円が加算されます。

・通所リハビリ計画作成及び見直しのための居宅訪問による加算

医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、居宅を訪問し、診察、検査等を行い計画作成及び見直しを行った場合、1月に1回を限度として550円が加算されます。

(2) その他の料金

① おむつ代等は別途資料をご覧ください。

② 食費 600円（食材費＋調理費相当分）（昼食・おやつ）

③ その他

- ・ 特別な食事の提供に関わる費用 250円
月に1回、高級な食材を使用して提供する食材料にかかる費用です。ご希望されない場合はお申し出下さい。
- ・ 各種催事参加費 実費
喫茶等、施設で企画する催事の費用で、参加された場合にお支払いただきます。
- ・ 作業リハビリ作品材料費 実費
希望により、作業リハビリで使用する材料にかかる費用です。
- ・ 事業所の利用にあたり、通常を送迎の実施地域外の場合の送迎費は、その要した交通費実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常を送迎の実施地域を越えて1キロメートルあたり30円で計算します。
※通常を送迎の実施地域：河北町、寒河江市、天童市
- ・ その他通所リハビリテーションの提供にあたって、通常の日生活上必要となるものに係る費用で、利用者の負担が適当と認められる費用（実費）

(3) 支払い方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座振替を原則としますが、別の支払方法（現金、銀行振込）を希望される場合は、利用申込時にお申し出ください。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更することが可能です。ただし、現金の取扱いは事務室のみで行います。

8. 緊急時の対応

事業所では、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要な措置を講じた上、速やかに利用者及び代理人が指定した者、居宅介護支援専門員に連絡するとともに、管理者に報告します。

➤緊急時の連絡先

緊急の場合には、「連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 事業所利用にあたっての留意事項

- 食事 …… 通所リハビリテーション利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。
- 飲酒・喫煙 …… 飲酒はお断りいたします。決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
- 火気の取扱い …… 喫煙以外は禁止します。なお、ライターは施設で管理させていただきます。
- 設備、備品の利用 …… 本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償いただく場合があります。
- 所持品、備品等の持込 …… 他の利用者に迷惑となる物の持ち込みはお断りいたします。
- 金銭、貴重品の管理 …… 盗難等については、当施設では責任を負いかねますので、必要以上の金銭は所持しないでください。
- 宗教活動 …… 他の利用者への執拗な宗教活動はご遠慮ください。
- ペットの持込 …… ペットの持ち込みはお断りいたします。

10. 事故発生時の対応

通所リハビリテーションの提供により事故（転倒・転落等による骨折等）が発生した場合は、必要な措置を講じた上、速やかに利用者および代理人が指定した者ならびに市町村に連絡します。

事故の発生または再発を防止するため、指針を整備し、介護事故に対する安全管理体制の確保に努めます。

11. 非常災害対策

- 防災設備 スプリンクラー、火災自動通報装置、消火器、消火栓、他
- 防災訓練 年2回
- 非常災害用設備の契約内容及び使用方法の徹底 随時
- 非常災害に関する通報方法・連携体制の周知 随時

12. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して通所リハビリテーションサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 要望および苦情等の相談

事業所に対する要望または苦情等については、担当者または支援相談員にお気軽にご相談い

ただくか、備え付けられた「皆様の声箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

【担当者】 相談員 柴崎 敏明

【受付時間】 月曜日から金曜日 （但し、祝祭日及び12月30日から1月3日を除く）

午前8時30分から午後5時まで

電話番号 0237-73-5850

14. その他

施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

施設の事業計画・財務内容等を閲覧することもできますので、ご希望の方はお申し出ください。

指定通所リハビリテーション事業所 まんてん
基準額・加算額

(平成21年4月1日現在)

基 準 額			
▶要介護1		▶要介護2	
(1) 1時間以上2時間未満	270円	(1) 1時間以上2時間未満	300円
(2) 2時間以上3時間未満	270円	(2) 2時間以上3時間未満	324円
(3) 3時間以上4時間未満	386円	(3) 3時間以上4時間未満	463円
(4) 4時間以上6時間未満	515円	(4) 4時間以上6時間未満	625円
(5) 6時間以上8時間未満	688円	(5) 6時間以上8時間未満	842円
▶要介護3		▶要介護4	
(1) 1時間以上2時間未満	330円	(1) 1時間以上2時間未満	360円
(2) 2時間以上3時間未満	378円	(2) 2時間以上3時間未満	432円
(3) 3時間以上4時間未満	540円	(3) 3時間以上4時間未満	617円
(4) 4時間以上6時間未満	735円	(4) 4時間以上6時間未満	845円
(5) 6時間以上8時間未満	995円	(5) 6時間以上8時間未満	1,149円
▶要介護5			
(1) 1時間以上2時間未満	390円		
(2) 2時間以上3時間未満	486円		
(3) 3時間以上4時間未満	694円		
(4) 4時間以上6時間未満	955円		
(5) 6時間以上8時間未満	1,303円		
加 算 額			
▶入浴加算		▶リハビリテーションマネジメント加算	
50円/日		230円/月	
▶サービス提供体制強化加算		▶個別リハビリテーション実施加算	
12円/日		80円/日	
▶短期集中リハビリテーション加算		▶口腔機能向上加算	
イ 280円/日		150円	
ロ 140円/日		▶栄養改善加算	
		150円	

食費（食材料＋調理費相当分）（昼食・おやつ）	600円
------------------------	------

※上記金額は非課税です。

- 注) 1. サービスの内容により、上記以外の加算額が算定されますのでご了承ください。
2. 基準額・加算額・利用料は、月1回締めとし、お支払は口座振替を原則としますが、別の支払方法（現金、銀行振込）を希望される場合は、利用申込時にお申し出ください。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更することが可能です。
3. 領収書の再発行はできかねますので、大切に保管してください。

利 用 料 金 表

指定通所リハビリテーション事業所 まんてん（平成21年4月1日現在）

➤基本料金	
通所リハビリテーション費	厚生労働大臣が定める基準の利用料の1割
➤その他の料金	
食 費	600円/回（昼食・おやつ）
※上記金額は非課税です。	
特別な食事に対する加算	250円/回
おむつ代	
尿取りパッド	15円/枚
パンツタイプ	65円/枚
平おむつ	20円/枚
各種催事費	実費
作業リハビリ作品材料費	実費
通常の送迎の実施地域外の場合の送迎費	実費 通常の送迎の実施地域 河北町、寒河江市、 自動車使用 30円/km 天童市
通所リハビリテーションの提供にあたって、日常の生活上必要となるものに係る費用	実費

注) 上記料金には、消費税が含まれています。

平成 年 月 日

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒999-3522 山形県西村山郡河北町大字溝延字本丸8-1
	名称	医療法人社団みゆき会 指定通所リハビリテーション事業所まんてん
	説明者	Ⓜ

私は、本書面により事業者から通所リハビリテーションについて重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。

利用者	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ
代理人	住所	〒 -
	氏名	Ⓜ